

関連法人の皆様へ

## 受配者指定寄付金制度及び特定公益増進法人への寄附について（ご案内）

この度は、「学校法人世田谷学園創立 125 周年記念事業募金」にお申し込みのご連絡をいただき、誠にありがとうございます。

つきましては、日本私立学校振興・共済事業団（以下、私学事業団）の「受配者指定寄付金制度」及び「特定公益増進法人への寄附」のご利用についてご案内をさせていただきます。詳細は、以下のとおりとなります。

賜りましたご寄附は、新校舎建設並びにグラウンド等施設設備拡充にかかる資金の一部として活用させていただきます。

今後とも、本学園の更なる発展のため、ご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

### 【法人様のお申込みについて】

#### 1. 寄附金額について

金額にかかわらずありがたくお受けいたしますが、一口 1 万円からお願いできますと幸いです。

※ご寄附いただいた法人様につきまして、芳名録・同窓会報・ホームページ等外部への公表はいたしません。

#### 2. 寄附金の振込方法について

以下の銀行口座までお振込みください。

金融機関	みずほ銀行
支店名	世田谷支店（店番号：212）
口座種類	普通預金
口座番号	3124181
口座名義	学校法人世田谷学園（ガッコウホウジンセタガヤクエン）

※振込手数料につきましては、大変恐縮ではございますがご負担いただけますようお願い申し上げます。

#### 3. 寄附の種類について

以下の「受配者指定寄付金」又は「特定公益増進法人への寄附」の 2 通りからお選びいただけます。

## 【受配者指定寄付金制度について】

受配者指定寄付金制度は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、私学事業団を通じて法人様が指定した学校法人へ寄附を行っていただく制度で、ご寄附いただいた法人様に対しては、税制上の優遇措置が行われます。

法人様がこちらの制度を利用し、学校法人世田谷学園を指定してご寄附をいただきますと、寄附金全額を損金算入していただくことができます。

### 1. 「寄付申込書」の記入について

- ①学校法人世田谷学園創立 125 周年記念事業募金申込書（本学園指定）
- ②寄付申込書（様式 1-1、私学事業団指定様式）

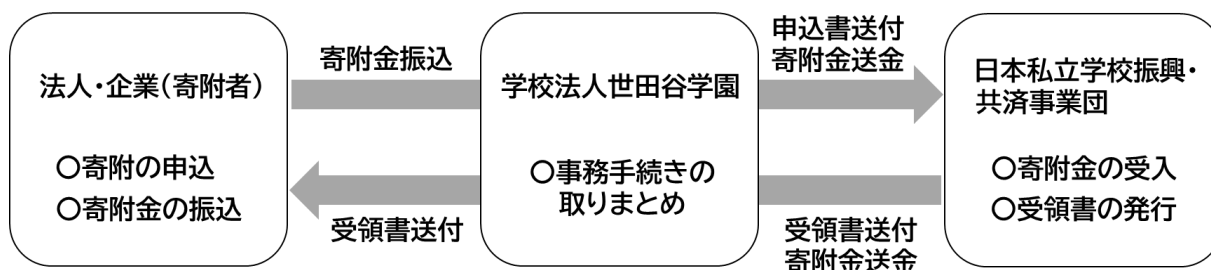
①、②の様式にご記入いただき、お振込み予定日までに本学園に到着するようご送付ください。ご郵送いただく際は、追跡可能な方法でお願いいたします。受領いたしました「②寄付申込書」及び寄附金は、本学園から私学事業団に送付・送金いたします。

### 2. 寄附金受領書の送付について

私学事業団で入金を確認後、税制上の優遇措置を受けるために必要な「寄付金受領書」が私学事業団から発行されますので、世田谷学園を經由してお送りいたします。

- (1) 本学園から私学事業団に「②寄付申込書」等の書類が到着後、「寄付金受領書」の発行まで 2～3 週間程度要します。また、決算期には寄附金が集中し、1 ヶ月程度要することもございますのでご了承ください。なお、振込用紙等の記録はお手元で保管いただきますようお願いいたします。
- (2) 寄附金の受領日は、本学園が私学事業団指定の銀行口座に寄附金を入金した日となります。なお、当該決算期に損金処理される場合は、その期間を考慮の上、お振込みくださいますようお願いいたします。

### 3. 受配者指定寄付金の流れ



## 【特定公益増進法人への寄附について】

法人様が本学園に寄附された場合、特定公益増進法人に対する寄附金として一定の限度額までが損金に算入できます。また、特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

### 1. 「寄附申込書」の記入について

○学校法人世田谷学園創立 125 周年記念事業募金申込書（本学園指定）

所定の様式にご記入いただき、お振込み予定日までに本学園に到着するようご送付ください。ご郵送いただく際は、追跡可能な方法をお願いいたします。

### 2. 寄附金額収書の送付について

本学園で入金を確認後、税制上の優遇措置を受けるために必要な「寄附金額収書（本学園発行）」及び「特定公益増進法人であることの証明書（写）」を送付させていただきます。

### 3. 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額の計算方法

$$\left\{ \left[ \frac{\text{期末資本金及び資本積立金}}{\text{事業年度月数}} \times \frac{3.75}{1000} \right] + \left[ \frac{\text{寄附金支出前の所得金額}}{\text{事業年度月数}} \times \frac{6.25}{1000} \right] \right\} \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

※限度額を超える部分の金額は、一般の寄附先への寄附として損金算入ができます。

※平成 24 年 4 月 1 日以前開始事業年度は、 $(\text{期末資本金及び資本積立金} \times \text{事業年度月数} / 12 \text{ 月} \times 2.5 / 1000) + (\text{寄附金支出前の所得金額} \times 5.0 / 100) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$  となります。

#### 【お問い合わせ先・募金申込書提出先】

〒154-0005 東京都世田谷区三宿一丁目 16 番 31 号  
世田谷学園創立 125 周年記念事業募金係  
TEL : 03-3411-8661 FAX : 03-3487-9113  
Mail : 125-dento@setagayagakuen.ac.jp